**平成２９年（フ）第２８５号**
神奈川県伊勢原市高森1122番地の１　ロイヤルタウン高森Ｃ－202号
債務者　塚本　雄一
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第３０７号**
神奈川県伊勢原市白根446番地の１　シャトー初川２－103号
債務者　福田　童夢
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第１２２号**
青森県上北郡東北町大字大浦字立野57－２　グランヒルズおがわらこ342号室、住民票上の住所青森県上北郡東北町大字大浦字徳万才55番地１
債務者　瀬川　洋子
１　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第７２号**
神奈川県横須賀市浦賀丘１丁目11番３号
債務者　開内　毅寛
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２９年（フ）第１１８号**
神奈川県横須賀市大矢部３丁目２番17号
債務者　淺葉　辰矢
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２９年（フ）第３６６号**
神奈川県足柄下郡箱根町強羅1300番地の20　強羅環翠楼
債務者　佐々木教二
１　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２９年（フ）第９２３号**
名古屋市東区東桜２丁目22番２号　社会福祉法人幸寿会　ケアハウス　東桜の里814号、従前の住所名古屋市名東区本郷３丁目156番地本郷リッチハイツ203号
債務者　森　昭二郎
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第９８５号**
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘６棟704号
債務者　山田はるみ
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第５９号**
松江市栄町38番地10
債務者　伊藤　信明
１　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２８号**
山口市平井492番地１　青雲ハイツ103号
債務者　山本　　健
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第５７号**
山口市大内矢田北５丁目３番７号
債務者　吉岡　信行
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

## 破産手続廃止

**平成２８年（フ）第２７７号**
茨城県ひたちなか市大字田彦1231番地３
破産者　有限会社スギウラ薬品
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**平成２８年（フ）第１６８号**
埼玉県熊谷市大麻生1128番地12
破産者　株式会社ライズ
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第８０号**
千葉県長生郡白子町剃金2730番地27　ダイアパレス白子613
破産者　池上　康宏
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２９年（フ）第２３号**
千葉県茂原市六ツ野3757番地18
破産者　株式会社リバークリーン
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２９年（フ）第２４号**
千葉県茂原市六ツ野3757番地18
破産者　古川　輝夫
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２９年（フ）第２９号**
千葉県茂原市鷲巣715番地１（メゾンクレールＡ－102）
破産者　大貫　義和
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２８年（フ）第５７号**
長野県千曲市上山田温泉１丁目39番地３
破産者　有限会社ホテル柏屋
１　決定年月日　平成29年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部